

## 知的財産権の国際取引とサービス貿易 日米比較を中心に

大阪市立大学大学院経済学研究科後期博士課程

久永 忠<sup>†</sup>

本稿は、知的財産権の国際取引について日本と米国のサービス貿易を通じて分析し、それぞれの特徴を比較・検討することを目的としている。

我が国はかつて慢性的な収支赤字を抱えていたが、近年では黒字化し、輸出（受取）額はアメリカに次ぐ金額である。また、アメリカの輸出（受取）額は前述のように世界輸出額の過半を占めており、この分野における主要国である。本研究では、多国籍企業関連の統計を用いて企業レベルでの分析も行なうことによって、ミクロ経済主体とマクロ経済環境のデータを複合的に分析する。

これらの調査・分析結果をもとに日米の知的財産権取引の特徴を明らかにする。そして、日米比較を通じて得られた結果から、サービス貿易における知的財産権取引の位置づけと現代的意義を示したい。

<sup>†</sup> E-mail: hisanaga@econ.osaka-cu.ac.jp; 本稿の執筆に当たっては中本悟教授ならびに明石芳彦教授に大変お世話になった。また、立命館大学サービス貿易投資研究会での議論が大いに寄与している。残された誤謬はすべて執筆者の責に帰する。

## 1. はじめに

脱工業化社会という言葉が登場して久しいが、先進国を中心にサービス経済化は確実に進んでいる。国内経済のサービス化を迫るような形で、国際貿易のサービス化も進展している。サービス貿易には、金融サービス、通信サービス、運輸サービス等と並んで、知的財産権に関する国際取引も含まれている。対象となる取引は、特許権や商標権などの使用許諾に関する取引である。国際的な取引の拡大に伴って、近年では知的財産権に関連した様々な問題が世界的に噴出ししている。よく知られている問題は、知的財産権保護の不備と侵害や類似する技術の特許侵害であろう。

このように商標・製品の模倣が横行したり、それに対する訴訟が起こったりするのは、特許権や商標権、著作権などの知的財産権が経済的価値を有しており、そこから利益を得ることができるからである。知的財産は企業・個人の研究開発あるいは知的創作活動の成果であり、その成果を得るために多くの資金、時間、労力が費やされている。知的財産は世界各国で権利化され、保護の対象となっているのである。

特許権という独占的使用権・排他的権利によって保護される技術は、国際公共財とも言われているように万国共通の価値を持っている。その技術はグローバルに生産・販売活動を行う多国籍企業によって世界各国に供給され、特許権使用の対価は国際的に支払われている。あるいは、自社で生産せずとも他社に特許権の使用許諾を与えることによって収入を得ることができる。

企業の目から見ると、知的財産権は貴重な収入源でもあり、その創造には巨額の研究開発投資がともなっているため、保護されて然るべきものであるし、侵害に対しては賠償を要求することが当然であろう。一方、国の視点に立つと、技術水準の向上は生産性を高め、また新技術の活発な創造は最先端の高付加価値製品の生産につながり、国民経済の厚生水準を高めることにつながるだろう。よって、国にとっても知的財産の保護・活用は国民経済に資するものであり、知的財産権の保護に消極的な姿勢をとる他国に対して強い姿勢で臨んでいる。

このように知的財産権は、企業レベルから国家レベル、国内経済から国際経済まで広範囲にわたる重要な問題であると言える。本稿では、我が国と米国の知的財産権の国際取引を分析し、それぞれの特徴を比較検討した上で、サービス貿易における知的財産権取引の位置づけと現代的意義を示している。第 2 節では、サービス貿易における知的財産権の国際取引の位置づけを検討する。第 3 節では、日米の国際収支および知的財産権関連の統計

を觀察した上で、知的財産権取引における多国籍企業の役割を考察する。また、顕示比較優位指数を用いた比較優位分析から知的財産権取引の比較優位の強さを国際比較する。第4節では、知的財産権の国際取引に関するヒアリング調査から、外務省のWTOにおける取り組みと多国籍企業の取引の実例を検討する。最後に、知的財産権取引の現代的意義および多国籍企業の役割を示す(第5節)。

## 2. サービス貿易と知的財産権

### サービス貿易の中の知的財産権取引

サービス貿易は1980年代から急速に取引額が増加してきた貿易分野であり、2003年時点での世界輸出は1兆8588億ドルである<sup>1)</sup>。1980年の輸出額が3643億ドルなので、この20年余りの間でおよそ5.1倍に増加している。

IMFが勧告する国際収支表の標準構成項目<sup>2)</sup>にしたがうと、サービス貿易は「運輸」、「旅行」、「通信サービス」、「建設サービス」、「保険サービス」、「金融サービス」、「コンピュータ・情報サービス」、「特許等使用料」、「その他営利業務サービス」、「文化・興業サービス」、「公的その他サービス」の11項目に分類されている<sup>3)</sup>。

サービス貿易11項目の中で知的財産権取引に直接関連する「特許等使用料」に注目してみると、2003年の世界輸出額は926.6億ドルであり、サービス輸出全体の4.3%を占めている。経済協力開発機構(OECD: Organization for Economic Co-operation and Development)加盟の30カ国に限ってみると、その割合はサービス輸出で6.2%である。OECD加盟国と全世界の輸出合計を比較してみると、全世界の「特許等使用料」輸出のほぼ100%がOECD加盟国の輸出で占められていることがわかる。

輸入面においてもほぼ同様の傾向が見られ、全輸入額の8割以上がOECD加盟国によるものである。輸出面と比較して若干異なる点が、1990年代以降、OECD加盟国全体の輸入割合が年を追う毎に低下してきている点である。これはOECD非加盟国(開発途上国)による輸入割合が増加してきていることを意味している。

これらの点から、知的財産権の輸出の大部分は先進国が占めており、1990年代前半まで

<sup>1)</sup> IMF, *Balance of Payments Statistics 2004*, IMF Publication.

<sup>2)</sup> IMF (1993); 日本銀行国際収支統計研究会(2000)。

<sup>3)</sup> 運輸および旅行以外の項目を便宜上「その他」と区分して、その細目に「通信サービス」以下の項目を設定している場合もある。

は OECD 加盟国間での国際取引が主要な取引であったが、後半から次第に開発途上国との取引が増加してきているということがわかる。

ここで注意すべきは「特許等使用料」取引が、項目名からも明らかなように特許権や著作権などの知的財産権自体の取引ではなく、それらの実施権許諾に伴う使用料の受け渡しになっているということである。知的財産権自体に関する取引は、国際収支表では資本収支の「その他資本収支」に計上されている。国際収支統計による捕捉国数が少ないので信用性に限界があるが、権利自体の取引は使用料の取引と比べてはるかに少額である。この事実から現代の国際的な知的財産権取引の拡大は、知的財産「使用」権取引の拡大であると言える。

### 知的財産権の概略

知的財産権関連の国際取引はサービス貿易の中の一分野として扱われているが、その内容は工業・商業分野から美術・芸術分野に至るまで多様である。世界の知的財産権に関する種々の問題は、国連の専門機関の一つである世界知的財産権機関（WIPO: World Intellectual Property Organization）が取り扱っている。その活動内容は、開発途上国における知的財産権保護制度の整備促進、国によって異なる制度を統一化するための施策などである。WIPO 設立条約による知的財産権の定義は、「文芸、美術および学術の著作物、実演家の実演、レコードおよび放送、人間活動のすべての分野における発明、科学的発見、意匠、商標、サービス・マーク（サービスについて使用する商標）、取引名および商業上の表示、不公正競争に対する保護に関する権利、ならびに、産業、学術、文芸あるいは美術分野における知的活動から生じる他の権利一切」となっている<sup>4)</sup>。

WIPO 設立条約は「工業所有権の保護に関するパリ条約」（1883 年採択）および「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」（1886 年採択）を継承し、それらに基づいて策定されている。よって、上記の定義は「工業所有権」と「著作権」という伝統的な知的財産権の 2 本の柱で支えられている。

そして、世界各国で保護の対象とされる知的財産権は WIPO の定義に準拠して制定されている。WIPO が世界各国に向けて知的財産権保護分野として示しているのは、特許権、著作権および著作隣接権、商標権、工業デザインおよび集積回路に関する権利、地理的表

<sup>4)</sup> Convention establishing the World Intellectual Property Organization, Article 2 (viii); WIPO (2001), P.3; 丸付き数字は記述上の都合により筆者が付け加えた。

示に関する権利、不正競争に対する保護の権利という 6 分野である<sup>5)</sup>。これらについて我が国の知的財産権保護制度と照らし合わせて検討してみよう。

日本において保護の対象とされている知的財産権は表 1 の通りである。WIPO 設立条約の 、 は著作権ならびに著作隣接権として権利化されている。 ~ ならびに の一部は特許権、実用新案権、意匠権、および商標権として保護されており、これらの権利は総称して産業財産権（工業所有権）とも呼ばれている。概して知的創造活動に関する権利であり、産業財産権・著作権以外にも半導体集積回路の回路配置利用権、植物の新品種の保護に関する育成者権、ノウハウや顧客リストの盗用や不正利用などの行為を禁止した営業秘密に関する権利が知的創造物に関する権利として保護の対象となっている。また、企業の商号の保護、商品の原産地表示の虚偽記載禁止などが営業標識に関する権利として保護されている。

#### TRIPs 協定から見る知的財産権の過去と現在

パリ条約およびベルヌ条約の採択年が示すように知的財産権に関する問題は旧来から存在していた。現代においては 1986 年から開始された GATT / ウルグアイ・ラウンドから通商交渉の場に登場するようになる。知的財産権の国際取引に関する問題は「旧くて新しい問題」と言えるだろう。現代における知的財産権の国際取引に関する問題を見出すために、パリ条約やベルヌ条約を根幹とする旧来の知的財産権に関する条約の体系と、現代の法的枠組みとして「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPs: Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights）」を検討する。

TRIPs 協定は、GATT（General Agreement on Tariffs and Trade：関税と貿易に関する一般協定）、GATS（General Agreement on Trade in Services：サービス貿易に関する一般協定）とならんで世界貿易機関（WTO: World Trade Organization）を構成する基本協定の一つであり、WTO に加盟するすべての国が TRIPs 協定を受諾している。そのため、知的財産権保護に消極的な国、特に開発途上国に対しても保護義務を課すことができるようになったと言える。

高瀬(2001)は TRIPs 協定が世界の知的財産権保護にもたらす変化として以下の 5 点を指

<sup>5)</sup> WIPO (2001)。

摘している<sup>6)</sup>。第 1 は、WTO 加盟国のすべてが等しく知的財産権保護の義務を負うようになったということである。第 2 は、知的財産権保護の実施を確保するために各国が最低限守るべき保護基準 (minimum standards) を個別の知的財産について定めたことである。第 3 は、保護対象の範囲が拡大したことである。具体的な例を挙げると、「集積回路についての知的所有権に関する条約」(IPIC 条約<sup>7)</sup>、1989 年採択) で保護される半導体集積回路の回路配置に関する権利などが、新しい知的財産権として保護の対象に加わったことである。第 4 は、知的財産権に関する国家間の紛争で WTO の紛争解決機関の利用が可能になったことである。第 5 は、知的財産権に関する国際的な問題を取り扱う上で、WTO が基本的な政策問題を担当し、WIPO が専門的・技術的問題を担当するという役割分担が可能になったことである。

19 世紀以来続いていた個別条約による知的財産権保護から、WTO 体制下の TRIPs 協定による包括的かつ総合的な保護に移行したことによって、強固な保護制度が確立されつつある。保護制度強化の動きは、知的財産権の有する経済的価値に対する評価が高まってきていることを反映している。サービス経済化の進展の中で製造業企業のサービス化・ソフト化を認めることができるが、ハードウェアの製造に資する生産技術は、特許権などに代表される知的財産権というソフト的性質を持った無形資産である。また多国籍企業に代表される生産活動のグローバル化は、直接投資という国際資本移動の背後で生産技術の移動をともなっている。多国籍企業を介した技術の移動、知的財産権の国際取引の台頭は現代的な特徴と言えるだろう。

### 3. 国際比較から見る知的財産権取引

#### 3.1 国際比較から見る知的財産権取引

第 1 節では世界全体での「特許等使用料」取引に関する傾向を概観したが、本節では取引構成国に注目して分析を試みていこう。表 2 は 1980 年から 2003 年までの 4 時点について輸出・輸入額の上位 5 カ国を示している。2003 年の輸出では、アメリカが 482 億 3000 万ドルを輸出しており、世界輸出額の過半の 52.1% を占めている。以下、日本が 122 億 7000 万ドル (13.2%)、イギリスが 99 億ドル (10.7%)、ドイツが 42 億 6000 万ドル (4.6%)

<sup>6)</sup> 高瀬(2001), pp.118-9。

<sup>7)</sup> IPIC 条約：Treaty on Intellectual Property in respect of Integrated Circuits。

フランスが 39 億 4000 万ドル（4.3%）と続く。

輸出面における顕著な特徴は、アメリカが長年にわたって世界輸出額の過半を占めていることである。1980 年の 65.5% から低下してきているが、期間中に構成比が 50% を下回った年はない。その一方で、アメリカ以外の国の輸出シェアは第 2 位の国でも 10% 強程度であり、輸出シェアが第 2 位以下の国をアメリカと比較すると「団栗の背競べ」のような状態にある。経済学では、寡占市場において 1 社が圧倒的な市場占有率を有して、他は似たような状況にあることを「ガリバー型寡占市場」と説明するが、まさにここ 20 年あまりの間における「特許等使用料」輸出の構造は、アメリカによる「ガリバー型寡占市場」の様相を呈している。

次に輸入面を見てみよう。2003 年においては、アメリカが最大輸入国で 200 億 5000 万ドル（19.8%）を輸入し、次いでアイルランドが 161 億 6000 万ドル（16.0%）、日本が 110 億ドル（10.9%）、イギリスが 73 億 8000 万ドル（7.3%）、ドイツが 52 億 4000 万ドル（5.2%）という構成になっている。構成比を見てみると、輸入では上位国間の輸入シェアの格差が小さいということが認められる。過去 20 年をさかのぼってみても、輸入額第 1 位の国のシェアは 20% 程度であり、輸入上位 5 カ国以外が輸入の 40% 前後を占めるという状況が続いている。

また、輸入上位国は輸出上位国とほぼ同じ顔ぶれであるが、近年アイルランドが輸入上位国に名を連ねるようになってきている。アイルランドはヨーロッパにおける IT 関連機器の生産拠点・輸出国として知られているが、その生産には高水準の技術が必要とされる。技術貿易とも考えられる「特許等使用料」取引の輸入額がアメリカに迫る勢いのアイルランドは、原材料だけでなく技術もまた輸入し、生産・輸出をおこなっていると考えることができる。

輸出入ともに世界最大の取引額を計上するアメリカは、収支においても最大の黒字を計上している（表 3）。2003 年のアメリカの「特許等使用料」収支黒字は 281 億 8000 万ドルである。これはアメリカに次ぐ収支黒字国イギリスが計上している黒字額 25 億 2000 万ドルの 10 倍超である。以下、フランスが 15 億ドル、日本が 12 億 7000 万ドル、スウェーデンが 10 億 5860 万ドルと続いているが、日本は期間中初めて「特許等使用料」収支が黒字に転じている。アメリカの輸入額は近年増大してきているにもかかわらず、収支黒字額は拡大の一途をたどっている。一方、収支赤字国に注目してみると、1980 年代には日本やドイツなどの先進国を中心に大幅な赤字を計上していたが、1990 年代に入ると韓国、シンガ

ポールといったアジア NIEs などが収支赤字上位国として登場してくる。また、近年の輸入増加を反映してアイルランドが大幅な収支赤字を計上するようになっており、その赤字額は拡大する傾向にある。

このように「特許等使用料」の輸出、輸入、収支のそれぞれでアメリカは最高額を計上しており、圧倒的な収支黒字額を考えると「特許等使用料」分野はアメリカを中心とした貿易構造になっていると考えることができる。また、収支黒字上位国が軒並み先進国であり、赤字上位国に中進国が見受けられるようになってきていることは、第 1 節で指摘した OECD 非加盟国による輸入増加を一面において反映していると考えられる。

### 3.2 多国籍企業の役割

世界の知的財産権取引において支配的な地位を確立しているアメリカの貿易構造について詳細に検討していこう。ここまで用いてきた国際収支統計における「特許等使用料」の項目と、正確に一致・符合しているわけではないが、取引内容から米国商務省が発行する統計<sup>8)</sup>では「特許・技術使用料」に該当すると考えられる。商務省統計の数値にしたがうと、2003 年のアメリカの「特許・技術使用料」は輸出が 482 億 2700 万ドル、輸入が 200 億 4900 万ドルとなっており、これらの数値から算出される収支は 281 億 7800 万ドルである。輸出・輸入・収支ともに国際収支統計と特にかげ離れた額ではないので、これらは比較的一致性が高いと判断してよいだろう。さらに、商務省統計を使用する利点は、国際収支統計では捕捉されていない多国籍企業の企業内取引を把握できる点と、知的財産権取引の構成項目および取引相手国を把握できる点にある。

2003 年において「特許・技術使用料」取引がアメリカの民間サービス貿易に占める割合は、輸出で 16.4%、輸入で 8.8%、収支で 42.8% である。財貿易とは対照的にサービス貿易は黒字収支で推移しており、「特許・技術使用料」取引はアメリカのサービス貿易黒字に大きく寄与していることがわかる。輸出および輸入は、関連企業間取引と非関連企業間取引に分類される。ここで言う関連企業間取引とは、米系多国籍企業の在米親会社と在外子会社、ならびに外資系多国籍企業の外国親会社と在米子会社の企業内サービス貿易を指している。輸出入どちらのデータも米国親会社と在外子会社および在米子会社と外国親会社の取引を捕捉している。非関連企業間取引とは、第 3 者間取引、つまり独立企業間取引

<sup>8)</sup> Borga and Mann (2004), pp.25-76. 英語表記では両統計とも「Royalties and License Fees」という項目になっているが、二つの統計の違いと読者の便宜を考慮した上で異なる訳語を当てている。



(Arm's length transaction) のことである。この取引は、「工業プロセス」、「商標」、「フランチャイズ料」、「一般利用コンピュータ・ソフトウェア」などの7項目に分類されている。

アメリカの「特許・技術使用料」輸出の中で関連企業間取引と非関連企業間取引の輸出額は、それぞれ 359 億 2400 万ドル (74.5%) と 123 億 300 万ドル (25.5%) である<sup>9)</sup>。はじめに関連企業間取引を見てみると、取引の9割以上 (325 億ドル) が米国親会社から在外子会社への輸出になっていることがわかる。輸出相手国を見てみると、日本が 30 億 6100 万ドル、イギリスが 27 億 3900 万ドル、カナダが 25 億 9800 万ドル、シンガポールが 23 億 8500 万ドル、ドイツが 18 億 7300 万ドルとなっており、上位国はおしなべて先進国である。その一方で、在米子会社と外国親会社間の取引は 34 億 2400 万ドルであり、米国親会社と在外子会社間の 1/10 程度の取引額となっている。

次に非関連企業間の取引では、「工業プロセス」および「一般利用コンピュータ・ソフトウェア」が輸出の双璧をなしており、これら二つの項目だけで非関連企業間取引の過半を占める。「工業プロセス」は財の生産に使用される特許およびライセンスの使用料が計上されており、輸出額は 47 億 7500 万ドル (38.8%) である<sup>10)</sup>。最大の輸出相手国は日本で 13 億 4100 万ドルを輸出しており、日本向けの「工業プロセス」輸出は同輸出合計の 28.1% を占めている。日本に次ぐ輸出相手国であるドイツ向け輸出は 5 億 600 万ドル (10.6%) である。「一般利用コンピュータ・ソフトウェア」は一般的に使用されるコンピュータ・ソフトウェアを利用および流通させる権利の許諾から得られる使用料の受け取りであり、輸出額は 40 億 7000 万ドル (33.1%) である。この項目も「工業プロセス」同様に、日本が最大の輸出相手国である。日本向けの輸出は 13 億 9800 万ドルであり、「一般利用コンピュータ・ソフトウェア」輸出額の 34.3% にあたる。日本に次ぐ輸出相手国のドイツ向けが 5 億 4400 万ドル (13.4%) となっており、「工業プロセス」以上に日本への輸出に偏っていることがわかる。

関連企業間取引では先進国を中心に輸出相手国が分散しているが、非関連企業間取引では日本への輸出に集中している。非関連企業間取引での日本への輸出額は、欧州連合へのそれに匹敵する額である。米国商務省統計と IMF 国際収支統計を組み合わせると、日本の「特許等使用料」輸入に占めるアメリカからの輸入割合は、全体の 60.5% (関連 30.0%、非関連 30.5%) である。これは日本企業の工業生産におけるアメリカ企業への技術依存が

<sup>9)</sup> ( ) 内は「特許・技術使用料」輸出に占めるそれぞれの割合。

<sup>10)</sup> ( ) 内は非関連企業間取引での構成比。

強いことを示している。

また、アメリカの輸出全体では関連：非関連比率が 3:1 であるのに対して、日本との輸出では 1:1 になっている。多国籍企業の内部化理論にしたがえば、知的財産権の取引は一般に多国籍企業の親子間取引が主たるものになる。関連企業への輸出が大半を占めるという事実と関連企業間取引に占める米国親会社の在外子会社への輸出が 9 割を超している事実は内部化理論によって支持される。しかしながら、日本向けの非関連企業輸出に限っては関連企業輸出とほぼ同額の輸出になっている。統計をさかのぼってみても、日本に関する限り関連：非関連比率は同様の傾向を示している。

輸入に関しても輸出と同様に関連企業間取引が全体の 8 割以上を占めている。2003 年の輸入額 200 億 4900 万ドルのうち 164 億 700 万ドル (81.8%) が関連企業間取引である。ここで特徴的なのは、輸出では米国多国籍企業の米国親会社の在外子会社からの受け取りが圧倒的に多かった関連企業間取引で、外資系多国籍企業の在米子会社が外国親会社から輸入している額が圧倒的に多くなっているという点である。

2003 年の輸入では、米国多国籍企業の米国親会社が在外子会社に支払う「特許・技術使用料」が 26 億 5800 万ドルであるのに対して、外資系多国籍企業の在米子会社が外国親会社に支払う金額は 137 億 4900 万ドル (83.8%) である。このように多国籍企業の子会社から親会社への一方的な「特許・技術使用料」の支払という流れが米国系・外資系を問わず共通しており、その結果、アメリカの「特許・技術使用料」取引は輸出入ともに多国籍企業の関連企業間取引が大多数を占めることになる。

ここまでの議論から析出されるのは、知的財産権の国際取引に関して多国籍企業の果たす役割が非常に大きいということである。多国籍企業なくして知的財産権の国際取引の発展はあり得ないと言っても過言ではないだろう。多国籍企業の海外進出および在外子会社の受け入れを促進することによって知的財産権の国際取引は活発になり、技術情報のグローバルな伝播を加速させることが可能になるだろう。

### 3.3 知的財産権取引と国際競争力

産業の国際競争力を語る上で知的財産権には重要な意味がある。例えば、特許権は多くの工業製品に関わりを持っているが、製品の中核を構成するような基本特許を押さえることは、製品の生産を押さえることにもつながる。1985 年にアメリカで提出された「産業競争力に関する大統領諮問委員会 (以下、産業競争力委員会) 報告書」、いわゆる「ヤング・レ

ポート」は、産業の国際競争力を強化するために知的財産権の保護が不可欠であるとしている。アメリカは 20 世紀初頭の大恐慌期以降、富の集中・独占を招くとしてアンチパテント政策の舵取りをしていたが、1979 年 10 月のカーター大統領による「産業技術革新政策に関する教書」演説以降、プロパテント政策に向かっていったと言われている<sup>11)</sup>。その後、1983 年にレーガン政権下で当時ヒューレット・パッカート社社長であったジョン・ヤングを委員長とした産業競争力委員会が組織されるに至っている。

通商政策におけるプロパテントの動きとして、1988 年包括通商競争力法のスペシャル 301 条の運用を挙げることができる<sup>12)</sup>。同条項はアメリカの貿易相手国に対して知的財産権保護を強く求めるものである。アメリカの通商交渉を専門に行っている米国通商代表部 ( USTR: Office of the United States Trade Representative ) は、同法の規定の下に貿易相手国における実態の調査と特許侵害などの不正行為に対して報復措置を発動することが可能である<sup>13)</sup>。このようにアメリカは国際競争力の回復には知的財産権の保護が不可欠であるという基本姿勢をとっており、1986 年からの GATT / ウルグアイ・ラウンド、続く WTO 新ラウンドにおける通商交渉を通じて知的財産権の保護に向かう世界的な流れを主導したのである。

しかしながら、プロパテント政策によって国際競争力を回復するためには、保護対象たる知的財産権そのものについての国際競争力の存在が前提となる。換言すれば、世界標準あるいはデファクト・スタンダードになり得るような技術の特許化して保護しなければ、製品化段階での国際競争力は存立し得ないということである。この意味においては、知的財産権の国際競争力を源泉として産業の国際競争力が生成されると言える。

#### 4. 知的財産権取引に対する日本政府および企業の姿勢

##### 日本政府と TRIPs 交渉

知的財産権の国際取引は国際貿易の重要な課題であるだけでなく、WTO の附属協定として TRIPs 協定が締結されたこともあり、国際通商体制としても焦眉の政策課題となって

<sup>11)</sup> 坂井(1994), p.128。

<sup>12)</sup> 中本(2001)。

<sup>13)</sup> スペシャル 301 条および知的財産権に関連する通商問題の研究としては、坂井(1994)を挙げることができる。

いる。外務省に対するヒアリング調査<sup>14)</sup>を通じて得られた我が国の交渉姿勢および TRIPs 交渉の諸相を検討していく。

国際収支統計としてはサービス貿易収支の一つとして扱われている知的財産権取引を表している「特許等使用料」であるが、WTO における交渉では TRIPs 交渉が主戦場になっている。また、細目を追っていくと「フランチャイズ料」は GATS 交渉で扱われるサービス貿易に含まれているので、統計分類と交渉内容の相違に注意を払う必要がある。

TRIPs 協定が保護の対象としている知的財産権は産業分野から芸術分野に至るまで広い範囲に及んでいる。TRIPs 交渉に臨んでいる各国は、相手国ごとに保護を求める分野を設定している。各国に共通する特徴としては、国内産業との関連に強く注目した交渉姿勢であり、特にコピー可能な製品が保護の対象となっている。具体的な例を挙げてみよう。2001 年に WTO への正式加盟を果たした中国では開発元の知的財産権を侵害するコピー製品が広く流通している。これは中国の WTO 加盟における課題であるが、各国が中国に対して保護を強く求めている分野を見てみると、我が国は工業所有権に重きを置いて保護を求めており、欧州連合は商標権、アメリカは著作権の保護を求めている。

WTO での通商交渉からは「先進国 vs. 途上国」という構図を思い描きがちであるが、交渉現場では先進国と途上国という明確な対立軸で切り分けられているわけではないのである。言い換えれば、交渉対象となる分野によって対立構造が大きく変化するのである。地理的表示に関する交渉においては、欧州連合および地理的表示に経済的価値を有する途上国のグループと、アメリカ、日本および前述以外の途上国のグループでの対立構造になっている。地名そのものが商品名あるいはブランドとしての価値を有しているような場所・地域を領有している国などが強く保護を主張している。例えば、東欧のブルガリアにはブルガリア・ヨーグルトがあり、フランスのシャンパーニュ地方で生産されるスパークリング・ワインがシャンパンである。

先進国グループと途上国グループという対立構造が鮮明になる交渉は、製薬特許に関する交渉に代表される。しかしながら、このような構図が成り立つ交渉であっても、途上国グループの中でも「比較的技術水準の高い国（中国、インド、ブラジル等）は日和見的な姿勢を示すことがある」と、TRIPs 交渉を担当している外務官僚は話していた。天然資源に関する南南問題と同様の構図が、技術に関しても持てる途上国と持たざる途上国の間で

<sup>14)</sup> 外務省ヒアリング調査は立命館大学サービス貿易投資研究会から資金援助を得て実施した。ここに感謝の意を表したい。

交渉に対する姿勢の差になって現れ始めてきている。

また、最近では CBD (Convention on Biological Diversity: 生物の多様性に関する条約) に関連して、途上国側が「遺伝資源は(途上国の)知的財産である」と主張するようになってきている。遺伝子などを研究し、新薬などを開発している企業を抱える先進国側の認識は「遺伝資源 = 天然資源」である。このような認識の違いから、途上国側は「(新薬の)特許申請時には遺伝資源の出所を明らかにする」ことを強く求めているが、先進国側は「知的財産の交渉に遺伝資源の話を持ち込むことは望ましくない」と主張している。ここでの対立構造は、インドおよびブラジル対アメリカ、という明確な構図になっている。この関係は、1967年の国連総会に端を発し、1970年代に起こった二度の石油危機を触媒として活発な議論が展開された「天然資源恒久主権問題」を彷彿させる。

先進国が途上国に対して知的財産権の保護を求めているのは、必ずしも先進国側だけの利益のためではない。途上国側で保護制度が確立されれば、先進国企業による直接投資の誘致が円滑になり、進出を促進し、途上国における雇用の増加、延いては経済開発・発展が期待できるのである。このような保護の利益が途上国における知的財産権保護のインセンティブになることを先進国側は謳っている。

### 多国籍企業における知的財産権の国際取引

知的財産権取引の大部分が多国籍企業の企業内取引によることを踏まえて、多国籍企業の知的財産権取引の実例について考察していく<sup>15)</sup>。

企業における知的財産権のサイクルから考えてみよう。研究開発部門における発見・発明から社内審査、公的機関(特許庁)の審査を経て、知的財産権として企業の無形資産となる。さらに他社との競争を意識しているので、取得する特許が「他社の特許取得を牽制する効果があるか」という視点が含まれる。他社を牽制する効果とは、他社が類似の特許を出願することが難しくなるような効果のことである。このとき、特許の取得にかかる費用は1件あたり、国内出願では50万円程度、海外出願では150万円程度(代理人手数料ならびに技術文書の翻訳料を含む)である。自社開発の技術・製品を権利化する際には、それが他社の技術特許などに抵触しないかも併せて調査している。A社においては、この調

<sup>15)</sup> ここでの事例研究は、2005年7月から2006年5月にかけて実施した本社が在京阪神の多国籍企業の複数社に対する企業調査およびヒアリング対象企業の絞り込みのために実施した事前調査に基づいている。

査が国の内外を問わずに実施されており、調査を専業とする子会社を設立している。

他社に対して特許実施権を使用許諾（ライセンシング）する際、ライセンス料はその特許を使用する他社製品の実売価格の 3～5%と設定するのが一般的である。この水準は国際的に見ても平均的なレートであるが、米国企業が要求するライセンス料率は 5%超であり、日本および国際的な水準と比べて割高のレートになっている。米国企業に限らずとも、基本特許保有企業、短期的に投資資金の回収を目論む企業、強気の交渉を行う企業も同様に比較的高いレートを要求する。

国際的なライセンシング取引の場合、関連企業（在外子会社）向けのライセンス料と非関連企業（第三者企業）向けのライセンス料では価格設定が大幅に異なっている。B社においては、非関連企業向けに比べて関連企業向けの方が低い価格設定になっていたが、外国の現地法人向けの価格設定は高めに設定されていることもある。一般的にはライセンシングは必ずしも特許実施許諾料という名目だけで取引されているわけではなく、技術指導料などの名目で取引されていることもある。

特許を保有する企業同士が相互に特許の使用を許諾し合うことをクロス・ライセンスと呼ぶが、これは両社が相互に特許侵害をしていることが判明した場合にも成立する。特許を侵害すると予想される場合には事前調整して、クロス・ライセンスを結び、侵害を回避する。B社の担当者は、「クロス・ライセンスは企業にとって必ずしも望ましいものとは言えず、製品の販売以前に特許の相互侵害の事実が判明した場合には、クロス・ライセンスに至らないような回避策を考えることになる」と話している。

企業の国際提携に関する研究で扱われているクロス・ライセンスの例示では、「事前的」クロス・ライセンスが取り上げられているが、本ヒアリングが明らかにした「事後的」クロス・ライセンスも存在しているのである。特許侵害の存否を調査する部門あるいは子会社を有しているにも関わらず、後者のようなケースが発生するのは情報の非対称性からであろう。

## 5. おわりに

現代における知的財産権の国際取引に関する特徴は、取引の大部分が多国籍企業の企業内貿易によって占められているという点にある。財貿易では多国籍企業の企業内貿易の占める割合が大きくなってきているということが、従来から数多くの研究で明らかにされて

いる。本稿で示したことは、サービス貿易の一分野である知的財産権の国際取引においても同様のことが言えるということである。

知的財産権の取引がサービス貿易の一分野として扱われている理由は、知的財産権が使用者の生産に資するサービス（中間投入としてのサービス）を提供しているからである。つまり、知的財産権というソフトが生み出す利用サービスの取引ということが、サービス経済化の現代における知的財産権取引の意義である。

知的財産権の国際取引に関して、技術貿易における議論とサービス貿易における議論を比較すると、前者が特許権などの工業所有権に焦点を絞っている一方で、後者は商標権や著作権まで含んだ議論である。多国籍企業の活動に注目すると、製品開発の源泉としての技術（特許権等）ならびに製品とサービスに根ざしたブランド（商標権等）を包括的に扱えるのがサービス貿易上の知的財産権取引である。

企業活動の範囲は飛躍的に広がっており、多国籍企業のグローバルな開発・生産・販売活動がそれを象徴している。それゆえに、個別条約群による分散的なパリ・ベルヌ体制から、包括的かつ総合的な TRIPs 協定による集中的な保護体制へ変容する必要性が生じたと考えられる。現行の TRIPs 交渉の論点は途上国の開発と経済成長に結び付いており、先進国からの直接投資をその推進役としている点からも多国籍企業は重要な役割を果たす。

したがって、多国籍企業が知的財産権取引という「新しいサービス貿易」の発展を促し、知的創作物の保護制度というマクロの経済環境を修正させる方向へと導いたという点から、現代の知的財産権取引は多国籍企業に抱かれた発展を遂げているのである。

表1 日本の知的財産権保護制度の概要

	創造的活動の成果	企業活動上の信用	企業秘密 (トレード・シークレット)
知的財産	産業財産権 (工業所有権) 発明...特許法(特許庁) 考案...実用新案法(特許庁) 意匠...意匠法(特許庁)	商品・役務商標...商標法(特許庁)	
	著作物...著作権法(文化庁) 半導体集積回路の回路配置 ...回路配置法(経済産業省) 植物新品種...種苗法(農林水産省) 商品の形態 ...不正競争防止法(経済産業省)	商号...商法(法務省) 商品表示・営業表示 ...不正競争防止法(経済産業省)	営業秘密 ...不正競争防止法(経済産業省) 秘密一般 ...一般法[民法など](法務省)

( )内は所管省庁。

出典：青山(1999)、特許庁 Web ページ ( [http://www.jpo.go.jp/seido/s\\_gaiyou/chizai02.htm](http://www.jpo.go.jp/seido/s_gaiyou/chizai02.htm), 2005/8/14 ) および文化庁 Web ページ ( <http://www.bunka.go.jp>, 2005/8/14 ) に基づいて作成。



表 2 特許等使用料取引の輸出入上位 5 カ国

輸出 (100 万ドル)							
	アメリカ	日本	イギリス	ドイツ	フランス	その他	総計
2003 年	48,230.0	12,270.0	9,900.0	4,260.0	3,940.0	14,060.3	92,660.3
	52.1%	13.2%	10.7%	4.6%	4.3%	15.2%	
	アメリカ	日本	イギリス	ドイツ	フランス	その他	総計
2000 年	43,230.0	10,230.0	8,150.0	2,910.0	2,310.0	12,385.0	79,215.0
	54.6%	12.9%	10.3%	3.7%	2.9%	15.6%	
	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	オランダ	その他	総計
1990 年	16,640.0	3,060.0	1,990.0	1,290.0	1,085.7	3,260.3	27,326.0
	60.9%	11.2%	7.3%	4.7%	4.0%	11.9%	
	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	オランダ	その他	総計
1980 年	7,080.0	1,140.0	610.0	500.0	418.3	1,063.3	10,811.6
	65.5%	10.5%	5.6%	4.6%	3.9%	9.8%	
輸入 (100 万ドル)							
	アメリカ	アイルランド	日本	イギリス	ドイツ	その他	総計
2003 年	20,050.0	16,160.0	11,000.0	7,380.0	5,240.0	41,226.2	101,056.2
	19.8%	16.0%	10.9%	7.3%	5.2%	40.8%	
	アメリカ	日本	アイルランド	イギリス	ドイツ	その他	総計
2000 年	16,470.0	11,010.0	8,328.8	6,640.0	5,670.0	33,689.1	81,807.9
	20.1%	13.5%	10.2%	8.1%	6.9%	41.2%	
	ドイツ	イギリス	アメリカ	イタリア	オランダ	その他	総計
1990 年	3,800.0	3,570.0	3,140.0	1,958.9	1,751.3	10,045.9	24,266.1
	15.7%	14.7%	12.9%	8.1%	7.2%	41.4%	
	ドイツ	日本	フランス	イギリス	アメリカ	その他	総計
1980 年	1,450.0	1,330.0	1,030.0	920.0	730.0	3,545.9	9,005.9
	16.1%	14.8%	11.4%	10.2%	8.1%	39.4%	

出典：International Monetary Fund, *Balance of Payments Statistics 2004*, CD-ROM, IMF Publication Services, Washington, D.C より作成。

表3 特許等使用料取引の収支比較

収支(100万ドル)		黒字国				
2003年	アメリカ	イギリス	フランス	日本	スウェーデン	
	28,180.0	2,520.0	1,500.0	1,270.0	1,058.6	
2000年	アメリカ	イギリス	スウェーデン	フィンランド	フランス	
	26,770.0	1,510.0	375.0	321.3	270.0	
1990年	アメリカ	パラグアイ	ハンガリー	コロンビア	ベリーズ	
	13,500.0	76.2	12.6	8.0	3.5	
1980年	アメリカ	イギリス	イスラエル	ミャンマー	-	
	6,350.0	210.0	9.0	0.7	-	
		赤字国				
2003年	アイルランド	中国	シンガポール	韓国	カナダ	
	15,954.0	3,441.2	3,136.9	2,272.3	2,265.4	
2000年	アイルランド	シンガポール	ドイツ	韓国	カナダ	
	7,690.9	3,525.2	2,760.0	2,533.0	1,509.6	
1990年	ドイツ	韓国	スペイン	イタリア	オランダ	
	1,810.0	1,327.3	931.6	918.9	665.7	
1980年	日本	ドイツ	フランス	イタリア	B/L	
	980.0	840.0	530.0	354.6	272.0	

B/L はベルギー = ルクセンブルグの略。

出典：International Monetary Fund, *Balance of Payments Statistics 2004*, CD-ROM, IMF Publication Services, Washington, D.C より作成。

参考文献

- Borga, M. and M. Mann (2004), "U.S. International Services: Cross-Border Trade in 2003 and Sales Through Affiliates in 2002", *Survey of Current Business*, Vol.84, No.10.
- IMF (1993), *Balance of Payments Manual*, 5th ed., IMF Publication Services, Washington, D.C. (IMF 『国際収支表規定』第5版).
- Krugman, P. (1996), *Pop Internationalism*, The MIT Press (山岡洋一訳 (1997)『クルーグマンの 良い経済学悪い経済学』日本経済新聞社).
- Nephew, E., J. Koncz, M. Borga, and M. Mann (2005), "U.S. International Services: Cross-Border Trade in 2004 and Sales Through Affiliates in 2003", *Survey of Current Business*, Vol.85, No.10.
- Porter, M. E. (1990), *The Competitive Advantage of Nations*, The Free Press (土岐坤・中辻萬治・小野寺武夫・戸成富美子訳(1992)『国の競争優位(上)(下)』ダイヤモンド社).
- Richards, D.G. (2004), *Intellectual Property Rights and Global Capitalism: The Political Economy of the Trips Agreement*, M E Sharpe Inc.
- U.S.C.E.A. (2006), *Economic Report of the President*, U.S.G.P.O.
- U.S.C.E.A. (2005), *Economic Report of the President*, U.S.G.P.O.
- WIPO (2001), *Intellectual Property Handbook: Policy, Law and Use*, WIPO.
- 青山紘一(1999)『特許法』(改訂第3版)法学書院.
- 明石芳彦(2000)「日本の技術輸出入構造と移転される技術のマクロ的推移」『季刊経済研究』第23巻3号.
- 上山昭博(2000)『プロパテント・ウォーズ』文春新書.
- 坂井昭夫(1994)『日米ハイテク摩擦と知的所有権』有斐閣.
- 寒河江孝允(2003)『知的財産権の知識』日経文庫.
- 関下稔(2002)『現代多国籍企業のグローバル構造』文眞堂.
- 高瀬保(2001)「貿易関連知的所有権(TRIPS)協定上の諸問題 特に発展途上国の視点から」『東海法学』第26号.
- 中本悟(1999)『現代アメリカの通商政策』有斐閣.
- 日本銀行国際収支統計研究会(2000)『入門国際収支』東洋経済新報社.
- 林倬史(1989)『多国籍企業と知的所有権』森山書店.
- 久永忠(近刊)「知的財産権取引と多国籍企業」関下稔・板木雅彦・中川涼司編『サービス多国籍企業とアジア経済』ナカニシヤ出版.
- 久永忠(近刊)「サービス貿易の拡大と多国籍企業」中本悟編『アメリカ経済とグローバリゼーション』日本経済評論社.
- 文部科学省(2005)『科学技術白書(平成17年版)』国立印刷局.
- 米山茂美他編著(2004)『知財マネジメント入門』日経文庫.

Web ページ

World Intellectual Property Organization, <http://www.wipo.int/>

World Trade Organization, <http://www.wto.org/>

総務省統計局「科学技術研究調査報告」(<http://www.stat.go.jp/data/kagaku/>)

文部科学省『科学技術白書』([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/index.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/index.htm))

統計

IMF, *Balance of Payments Statistics 2004*, CD-ROM, IMF Publication Services, Washington, D.C.

WIPO (2005), *Annual Statistics (1978-2004)*,

[http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/patents/pdf/yearly\\_report\\_2004.pdf](http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/patents/pdf/yearly_report_2004.pdf), 2005/6/4.